

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(特名随意契約分)

| No. | 案 件 名 称 | 物 品 種 目 | 契 約 の 相 手 方 | 契 約 金 額 (税込) | 契 約 日 | 根 拠 法 令 | 隨意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--------------------------------------|------------|---------------------|-----------------|----------|---------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 保健衛生システム及びレセプトオンライン請求用端末機器等 借入(再リース) | 26 OA機器・用品 | NECキャピタルソリューション株式会社 | 4,945,512 | R7.12.17 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり | - |
| 2 | 保健衛生システムサーバ機器等借入(再リース) | 26 OA機器・用品 | FLCS株式会社 | 4,609,110 | R7.12.22 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり | - |

随意契約理由書

1 案件名称
保健衛生システム及びレセプトオンライン請求用端末機器等 借入（再リース）

2 契約の相手方
NECキャピタルソリューション株式会社

3 隨意契約理由
NECキャピタルソリューション株式会社と契約を締結している保健衛生システム（以下、「システム」という）及びレセプトオンライン請求用端末機器等の借入について、令和7年12月31日をもって契約期間が満了する。
システムはサーバ機器と端末等機器の組合せにより構成されていることから、端末等機器の借入期間は、サーバ機器の借入と同一にする必要がある。
また、次回機器更新（令和9年1月実施予定）を行うまでの間、自治体標準化システム対応に伴う改修及び、保健所移転対応が予定され、システムの安定稼働を確保しながら、計画的に改修及び移行準備作業を進めるため、現在借入しているサーバ機器と同様に端末等機器についても再リースを行う必要がある。
以上のことから、現行端末等機器の借入業者であるNECキャピタルソリューション株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
健康局保健所保健医療対策課（保健情報グループ）
電話番号 06-6647-0685

随意契約理由書

1 案件名称

保健衛生システムサーバ機器等 借入（再リース）

2 契約の相手方

F L C S 株式会社

3 隨意契約理由

F L C S 株式会社と契約を締結している保健衛生システム（以下、「システム」という）サーバ機器等の借入について、令和 7 年 12 月 31 日をもって契約期間が満了する。

次回サーバ機器の更新にあたっては、自治体標準化システム対応に伴う改修及び、システムの動作に必要な業務プログラムやデータ等の旧サーバから新サーバへの移行準備作業等のスケジュールを踏まえて、システムの安定稼働を確保しながら、計画的に改修及び移行準備作業を進めており、サーバ機器更新（令和 9 年 1 月実施予定）までの間は現行サーバ機器構成が維持されていることが不可欠で、現在借入しているサーバ機器等の再リースを行う必要がある。

以上のことから、現行サーバ機器等の借入業者である F L C S 株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所保健医療対策課（保健情報グループ）

電話番号 06-6647-0685